

各業界団体 金融支援担当 殿

東京都産業労働局金融部長

篠原 敏 幸

東京都中小企業制度融資「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」の  
借換制限一部緩和について

東京都の中小企業金融施策の運営について、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた緊急事態宣言の延長等に伴い、民間金融機関による実質無利子・無担保融資に関して、中小企業・小規模事業者等の実情により寄り添った対応を促進するため、中小企業庁から借換制限の一部緩和に関する通知があったことを受け、都においても、令和3年2月22日から東京都中小企業制度融資「感染症全国」並びに「感染症対応」、「感染症借換」及び「危機対応」について、下記のとおり借換制限の一部緩和を行ったところです。

現在も、会員企業からの資金繰り相談等に対し、「東京都新型コロナウイルス感染症対応緊急融資制度」のご紹介など、きめ細かなご対応をいただいているところと存じますが、今回の借換制限一部緩和に伴って、会員企業の借換需要の高まりが予想されます。

各業界団体におかれましては、借換制限の一部緩和について、会員企業へのご紹介に一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

また今後、実質無利子・無担保融資制度の取扱期間終了を間近に控え、会員企業からの資金繰り相談等のさらなる増加も予想されます。本制度の終期到来にあたり、会員企業が確実に本制度を活用し、資金繰りの安定化を図ることができるよう、相談・制度のご紹介等につきまして引き続きよろしくお願い申し上げます。

記

1 借換制限の一部緩和について

別添「新型コロナウイルス感染症対応融資」借換制限一部緩和にかかる報道発表資料（令和3年2月18日付）参照

2 本制度の取扱期間について

本制度の取り扱いは、令和3年3月31日までの保証申込かつ令和3年5月31日までの融資実行分までとなっています。今回の借換制限一部緩和後も、上記取扱期間と同様です。

[ 問い合わせ先 ]

東京都産業労働局金融部

制度融資・債権管理担当課長 加未（かく）

金融担当 今井・青木・池田（電話：03 - 5320 - 4876）